

# 須坂都市計画下水道の変更

(千曲川流域下水道関連須坂市公共下水道)

(須坂市決定)

計 画 書

令和7年7月

須 坂 市

**【(1)計画書】**

## 須坂都市計画下水道の変更（須坂市決定）

都市計画須坂市公共下水道を次のように変更する。

### 1. 下水道の名称

須坂市公共下水道

### 2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

### 3. 下水管渠（分流式）

内訳	位置		備考
	起点	終点	
—	—	—	

### 4. その他の施設

内訳	位置	備考
—	—	

## 理 由

高甫地区農業集落排水、須坂長野東インターチェンジ周辺第2地区、五閑地区、及び住宅・工場等を排水区域に加え、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る。

(変更理由書)

## 変更理由書

須坂市では、昭和 60 年 12 月に良好な都市環境の形成及び保持などが必要な地域として約 1,019ha を排水区域に定めて都市計画決定を行い、「千曲川流域下水道（下流処理区）」として事業認可を受け、鋭意事業の推進に努め、平成 3 年 3 月に一部供用開始を行った。

その後、市街地の進展や土地利用の動向を踏まえ随時区域拡大を行い、公共下水道の推進を図っている。

また、市街地周辺の農村集落における生活環境の改善や農業用水の水質保全を図るため、平成 11 年 11 月に高甫地区農業集落排水を供用開始したところであるが、老朽化により処理施設の能力が相対的に低下し、計画的・段階的な改築・更新が必要なこと又、人口減少や少子高齢化を背景に污水处理施設の効率化・再編が急務となっていたことから、令和 5 年 12 月に高甫地区農業集落排水を千曲川流域下水道（下流処理区）に統合したところである。

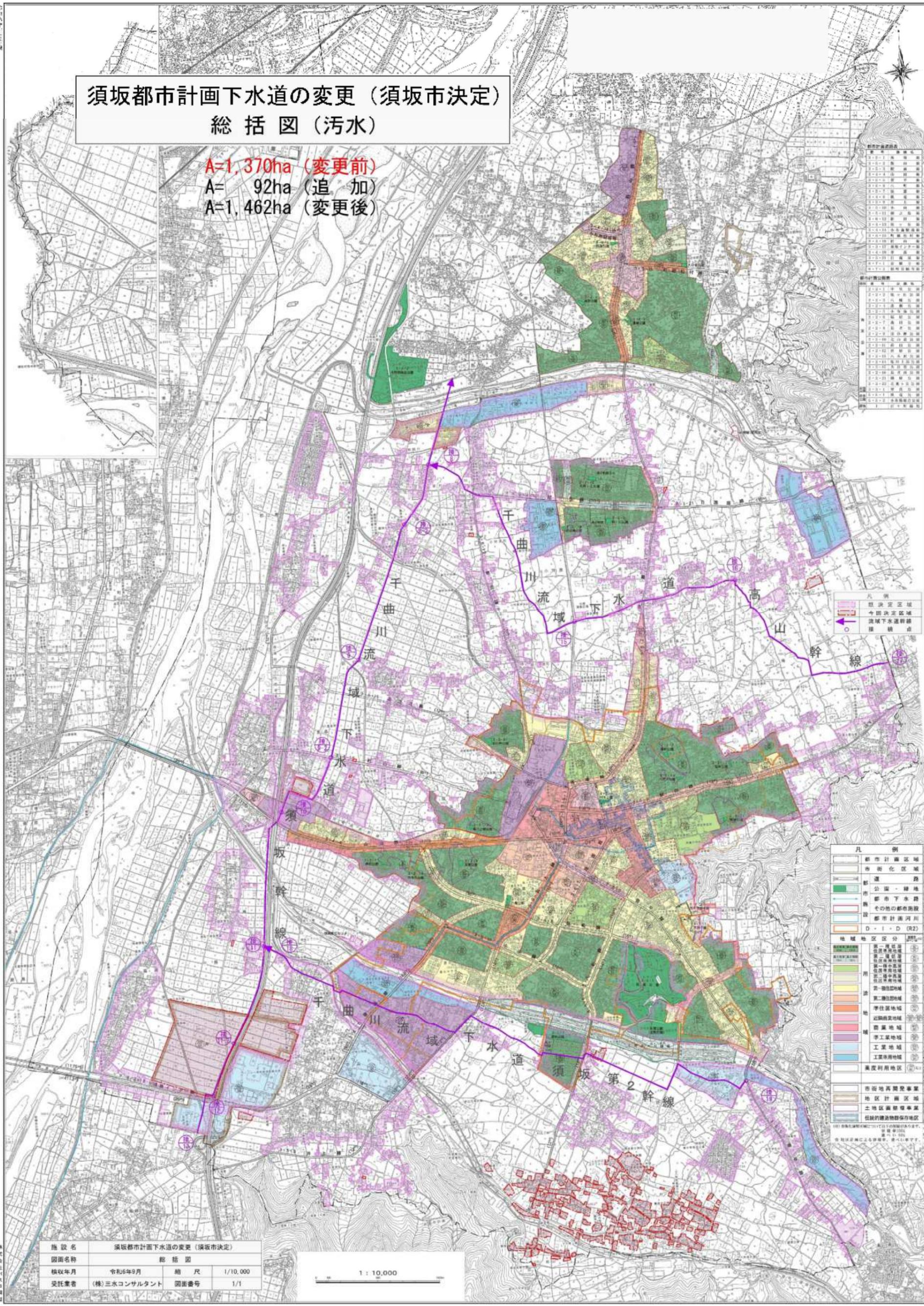
これに加え、上信越自動車道須坂長野東インターチェンジの近傍に位置し、交通利便性の高い「須坂長野東インターチェンジ周辺第 2 地区」が工業・物流・商業拠点として民間企業による開発事業が具体化されたため又、「五閑地区」は工業・物流拠点として民間企業により既に開発が行われたことから、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るものである。

今回の変更は、高甫地区農業集落排水を統合する約 41ha、市街化区域へ編入を行う約 67ha のうち公共下水道の計画決定対象区域とする約 48ha（その差分約 19ha のうち約 14ha については既決定区域、残り約 5ha は高速道路区域であり下水道整備対象外）、及び住宅・工場等を公共下水道へ区域外流入を行った約 3ha、合計約 92ha を排水区域に加えるものである。

**【(2)総括図】**

# 須坂都市計画下水道の変更（須坂市決定） 総括図（污水）

A=1,370ha（変更前）  
A= 92ha（追加）  
A=1,462ha（変更後）



施設名	須坂都市計画下水道の変更（須坂市決定）		
図面名称	総括図		
換収年月	令和6年9月	縮尺	1/10,000
受託業者	(株)三水コンサルタント	図面番号	1/1

1 : 10,000

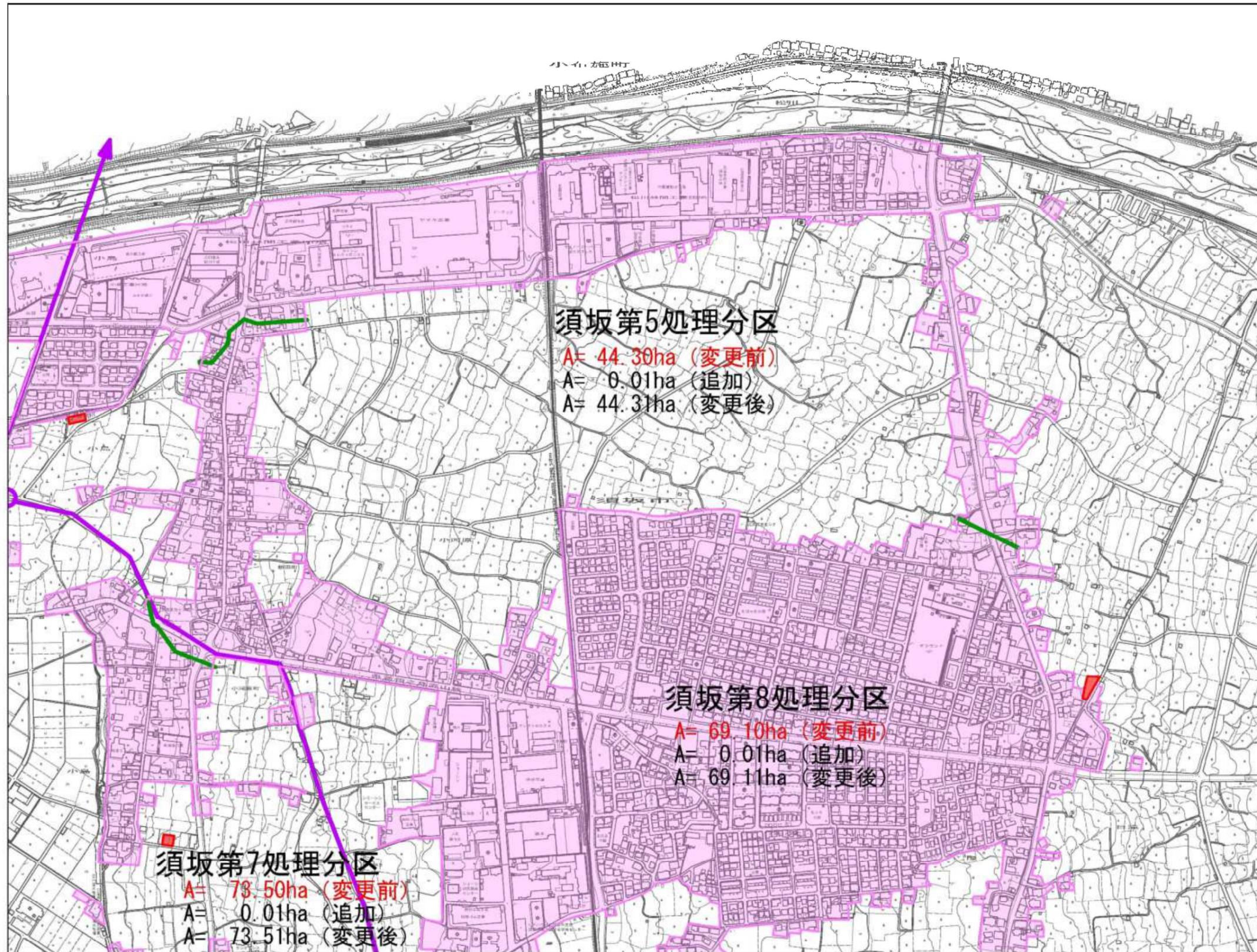
【(3)参考図】

# 須坂市公共下水道計画



1	2	3				
4	5	6	7			
8	9	10	11			
12	13	14	15	16		
17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	
			27	28	29	
				30		
				31		
				32	33	34
				35	36	37
					38	

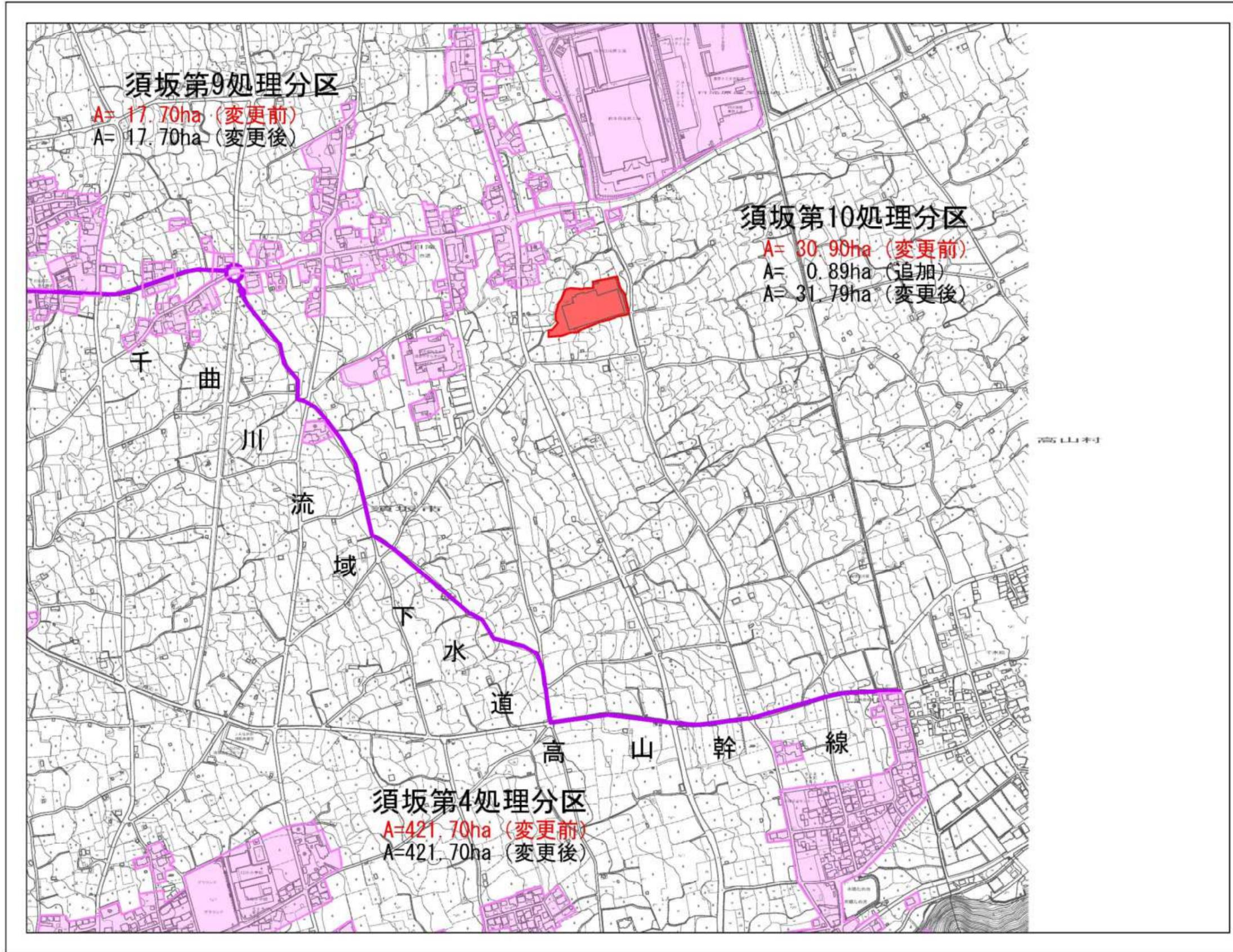
須坂都市計画下水道の変更（須坂市決定）  
参考図【公共下水道 污水】



凡例	
記号	名称
	既決定区域
	今回追加決定区域
	処理分区界
	流域幹線・接続点
須坂第5処理分区 A= 44.30ha A= 0.01ha A= 44.31ha	須坂第7処理分区 A= 73.50ha A= 0.01ha A= 73.51ha
須坂第8処理分区 A= 69.10ha A= 0.01ha A= 69.11ha	

図説名	須坂都市計画下水道の変更（須坂市決定）		
区画名称	参考図		
作成年月	令和6年9月	縮尺	1/2,500
委託業者	(株)三水コンサルタント	図面番号	1/8

# 須坂市公共下水道計画



須坂第9処理分区

A= 17.70ha (変更前)  
A= 17.70ha (変更後)

須坂第10処理分区

A= 30.90ha (変更前)  
A= 0.89ha (追加)  
A= 31.79ha (変更後)

須坂第4処理分区

A=421.70ha (変更前)  
A=421.70ha (変更後)



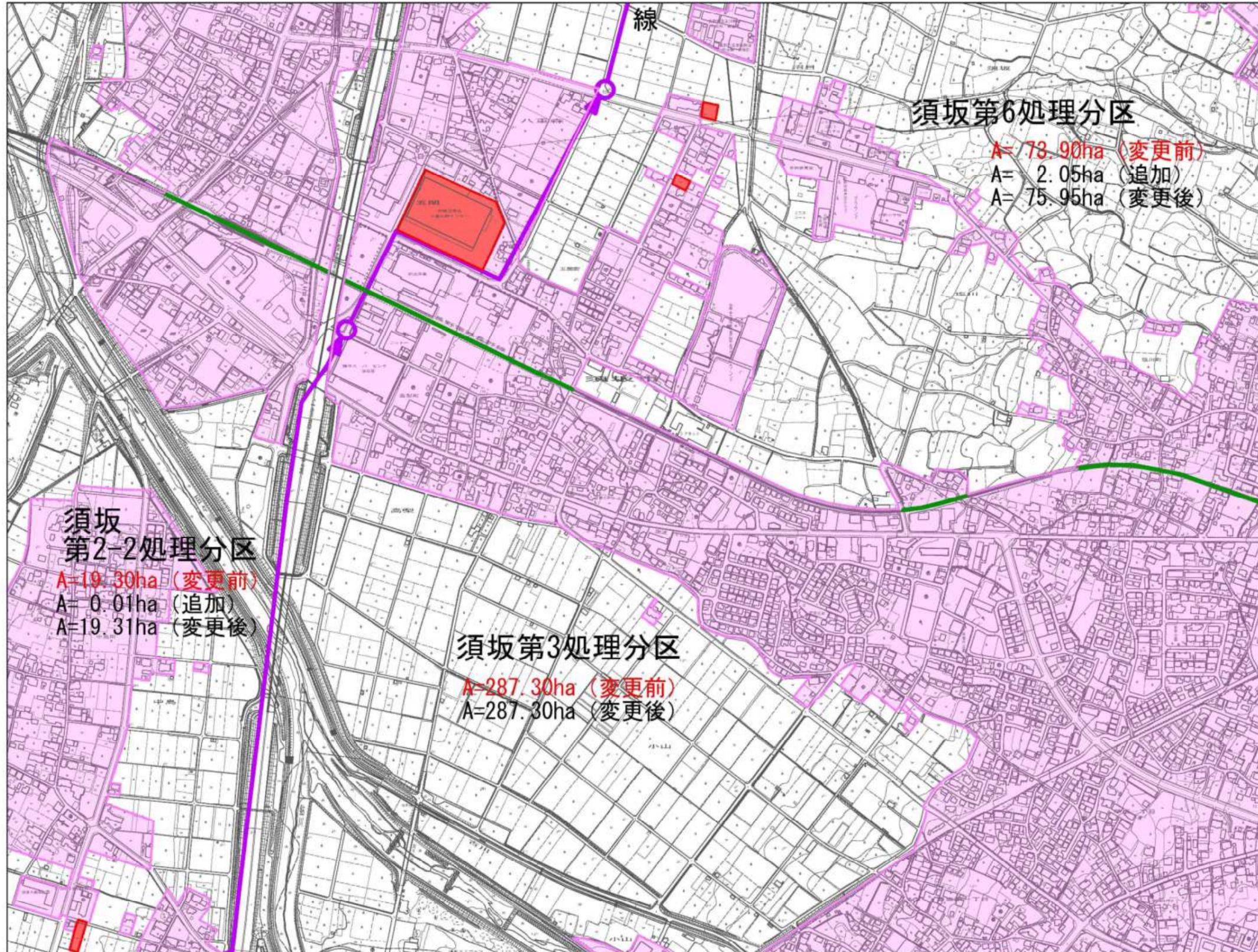
1	2	3			
4	5	6	7		
8	9	10	11		
12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22
		23	24	25	26
			27	28	29
			30		
			31		
			32	33	34
			35	36	37
			38		

須坂都市計画下水道の変更 (須坂市決定)  
参考図 [公共下水道 污水]

凡例	
記号	名称
	既決定区域
	今回追加決定区域
	処理分区界
	流域幹線・接続点
須坂第10処理分区	処理分区名
A= 30.90ha	変更前面積
A= 0.89ha	追加区域面積
A= 31.79ha	変更後面積

図名	須坂都市計画下水道の変更 (須坂市決定)		
区画名称	参考区		
採年月	令和6年9月	縮尺	1/2,500
委託業者	(株)三水コンサルタント	四番番付	2/8

# 須坂市公共下水道計画



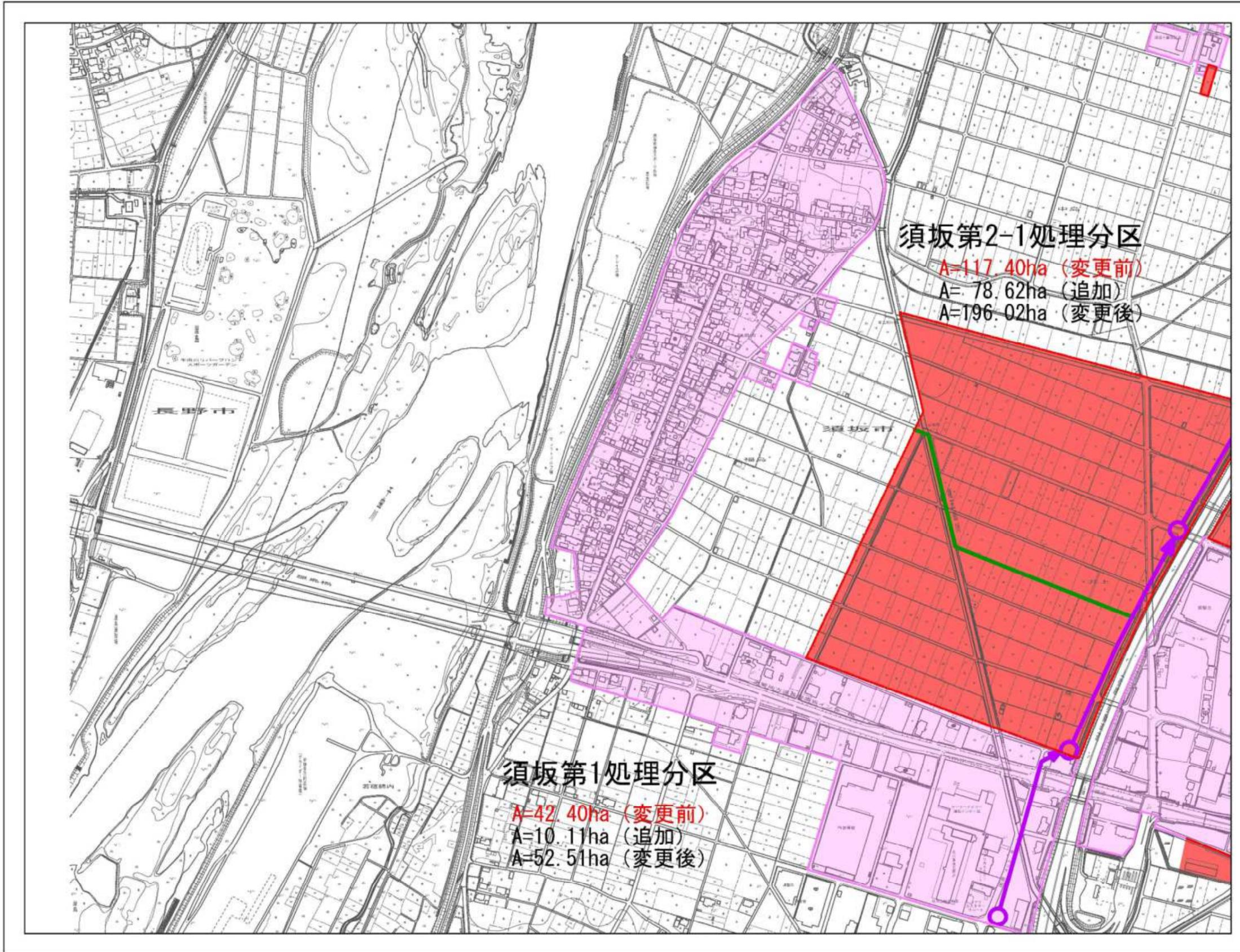
1	2	3			
4	5	6	7		
8	9	10	11		
12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22
		23	24	25	26
			27	28	29
			30		
			31		
			32	33	34
			35	36	37
			38		

須坂都市計画下水道の変更(須坂市決定)  
 参考図【公共下水道 汚水】

凡例	
記号	名称
	既決定区域
	今回追加決定区域
	処理分区界
	流域幹線・接続点
須坂第6処理分区	処理分区名
A= 73.90ha	変更前面積
A= 2.05ha	追加区域面積
A= 75.95ha	変更後面積

施設名	須坂都市計画下水道の変更(須坂市決定)		
区画名称	歩 寄 区		
採決年月	令和6年9月	縮 尺	1/2,500
製図業者	(株)三水コンサルタント	図面番号	3/8

# 須坂市公共下水道計画



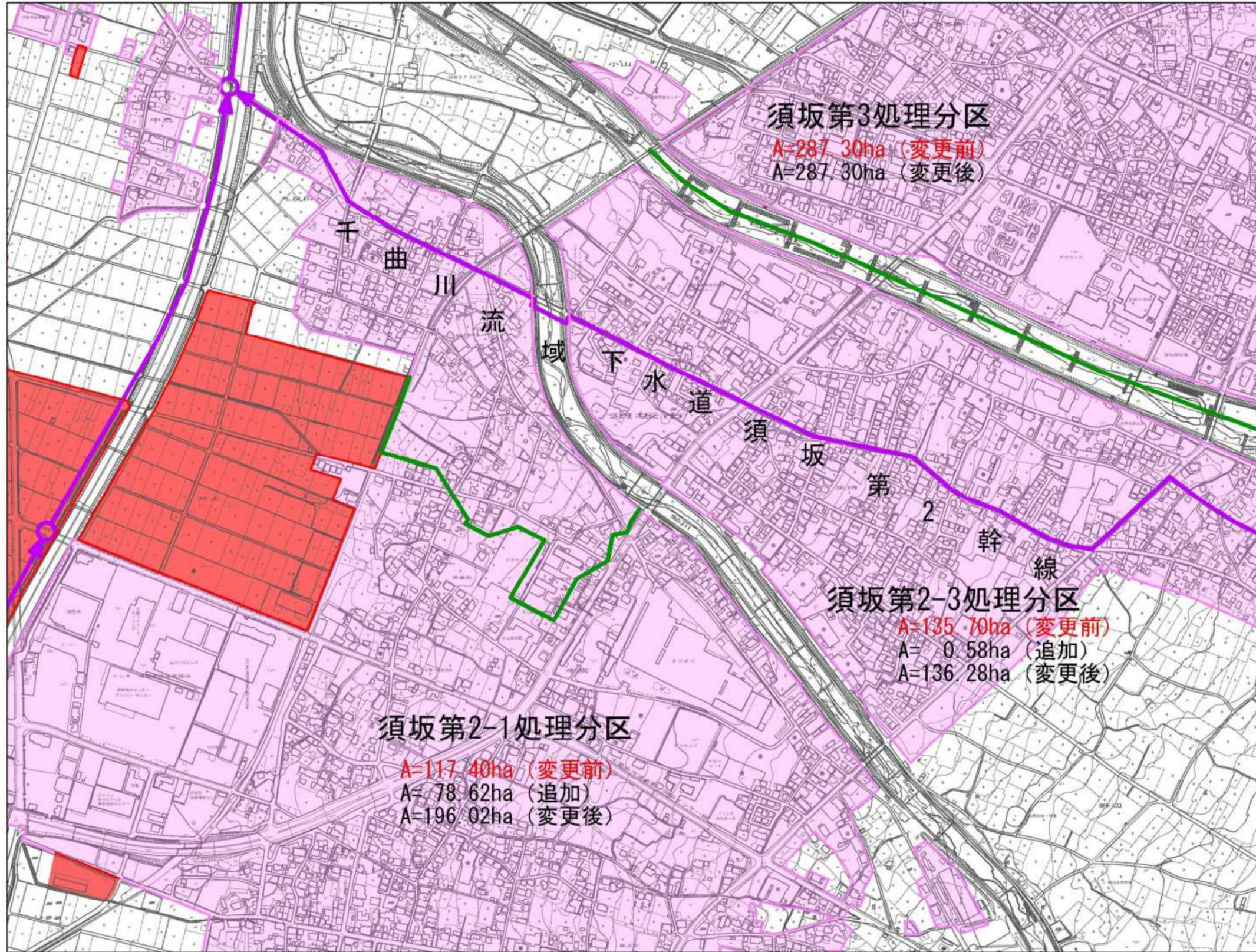
1	2	3				
4	5	6	7			
8	9	10	11			
12	13	14	15	16		
17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	
			27	28	29	
				30		
				31		
				32	33	34
				35	36	37
					38	

須坂都市計画下水道の変更 (須坂市決定)  
 参考図【公共下水道 汚水】

凡 例	
記号	名称
	既決定区域
	今回追加決定区域
	処理分区界
	流域幹線・接続点
A=117.40ha	変更前面積
A=10.11ha	追加区域面積
A=52.51ha	変更後面積

図 説 名	須坂都市計画下水道の変更 (須坂市決定)		
区画名称	須 坂 市		
採 取 年 月	今年6月9日	縮 尺	1/2 500
製 図 者	(株)三水コンサルタント	図面番号	4/8

# 須坂市公共下水道計画



須坂第3処理分区  
 A=287.30ha (変更前)  
 A=287.30ha (変更後)

須坂第2-3処理分区  
 A=135.70ha (変更前)  
 A= 0.58ha (追加)  
 A=136.28ha (変更後)

須坂第2-1処理分区  
 A=117.40ha (変更前)  
 A= 78.62ha (追加)  
 A=196.02ha (変更後)

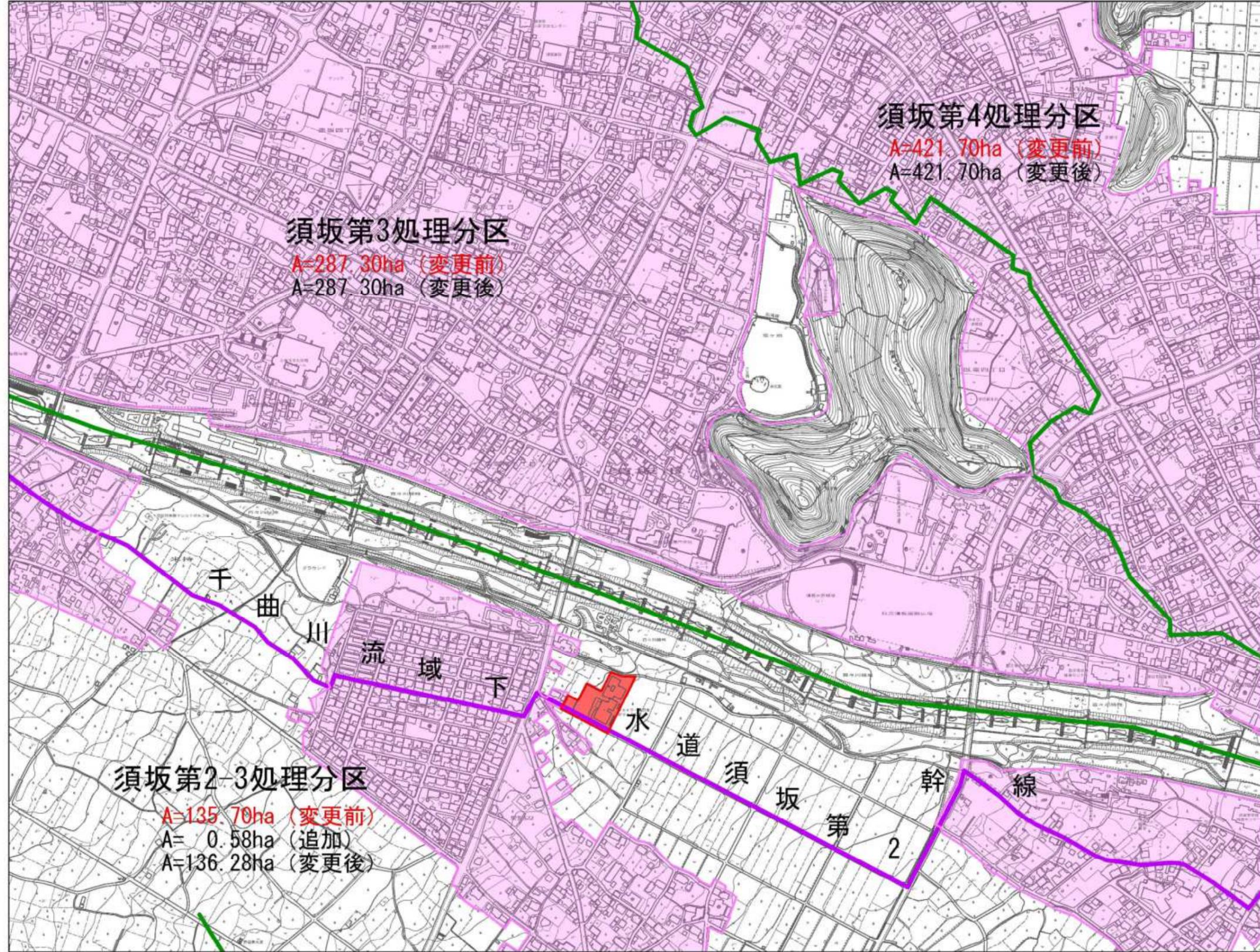
1	2	3				
4	5	6	7			
8	9	10	11			
12	13	14	15	16		
17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	
			27	28	29	
				30		
				31		
				32	33	34
				35	36	37
					38	

須坂都市計画下水道の変更 (須坂市決定)  
 参考図 【公共下水道 汚水】

凡例	
記号	名称
	概決定区域
	今回追加決定区域
	処理分区界
	流域幹線・接続点
須坂第3処理分区 A= 84.30ha	概決定区域
A= 0.01ha	今回追加決定区域
A= 84.31ha	変更後面積

図 説 名	須坂都市計画下水道の変更 (須坂市決定)		
区 画 名	歩 寄 区		
採 取 年 月	令和6年9月	縮 尺	1/2,500
製 図 者	(株)三水コンサルタント	図 面 番 号	b/8

# 須坂市公共下水道計画



1	2	3			
4	5	6	7		
8	9	10	11		
12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22
		23	24	25	26
			27	28	29
			30		
			31		
			32	33	34
			35	36	37
			38		

須坂都市計画下水道の変更（須坂市決定）  
参考図【公共下水道 污水】

凡例	
記号	名称
	既決定区域
	今回追加決定区域
	処理分区界
	流域幹線・接続点
須坂第3処理分区 A=287.30ha A=287.30ha	処理分区名 変更前面積 変更後面積

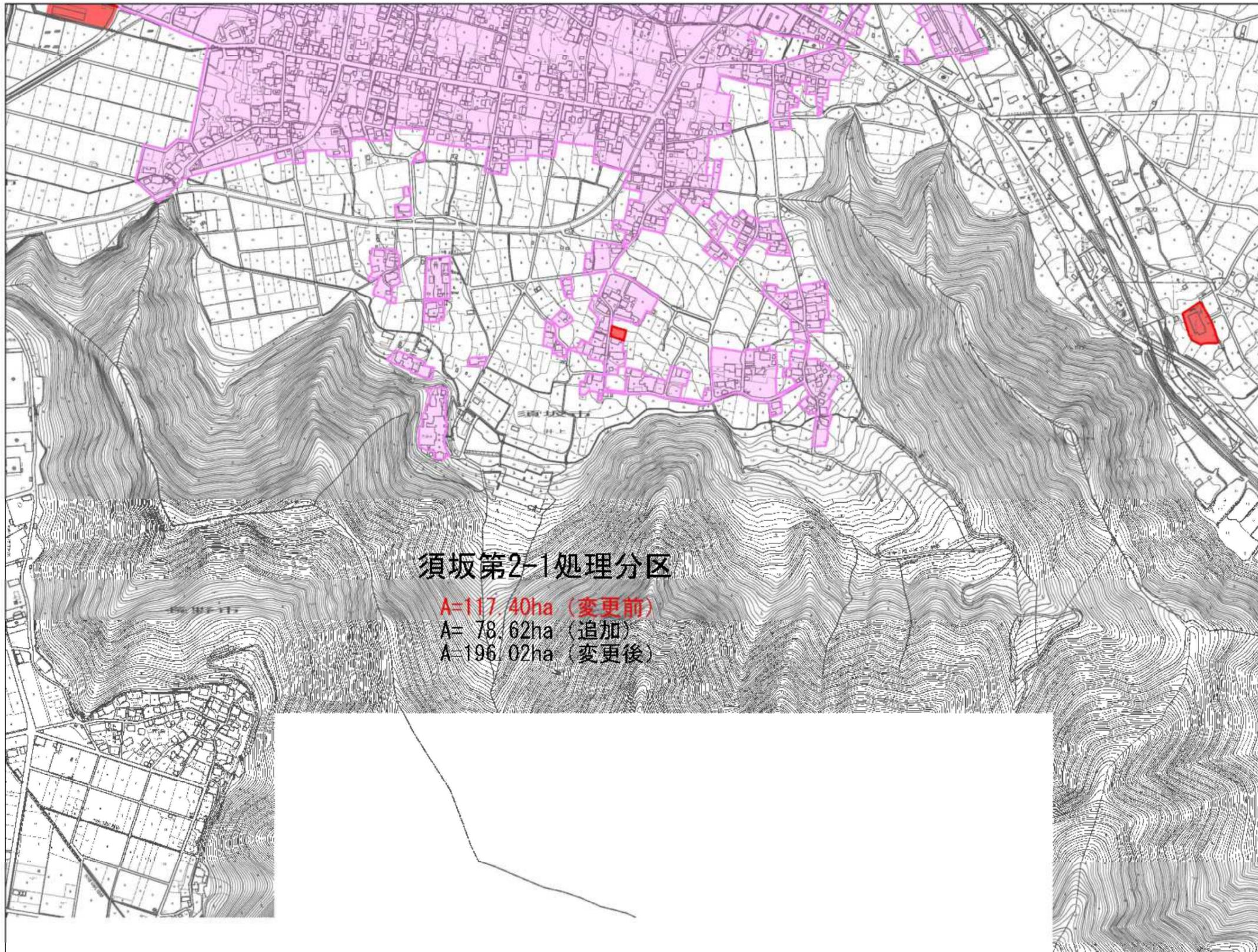
図 説 名	須坂都市計画下水道の変更（須坂市決定）		
区画名称	参考図		
採 取 年 月	今年9月	縮 尺	1/2,500
製 図 者	(株)三水コンサルタント	図面番号	6/8

# 須坂市公共下水道計画



1	2	3				
4	5	6	7			
8	9	10	11			
12	13	14	15	16		
17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	
			27	28	29	
				30		
				31		
				32	33	34
				35	36	37
					38	

須坂都市計画下水道の変更（須坂市決定）  
参考図【公共下水道 汚水】



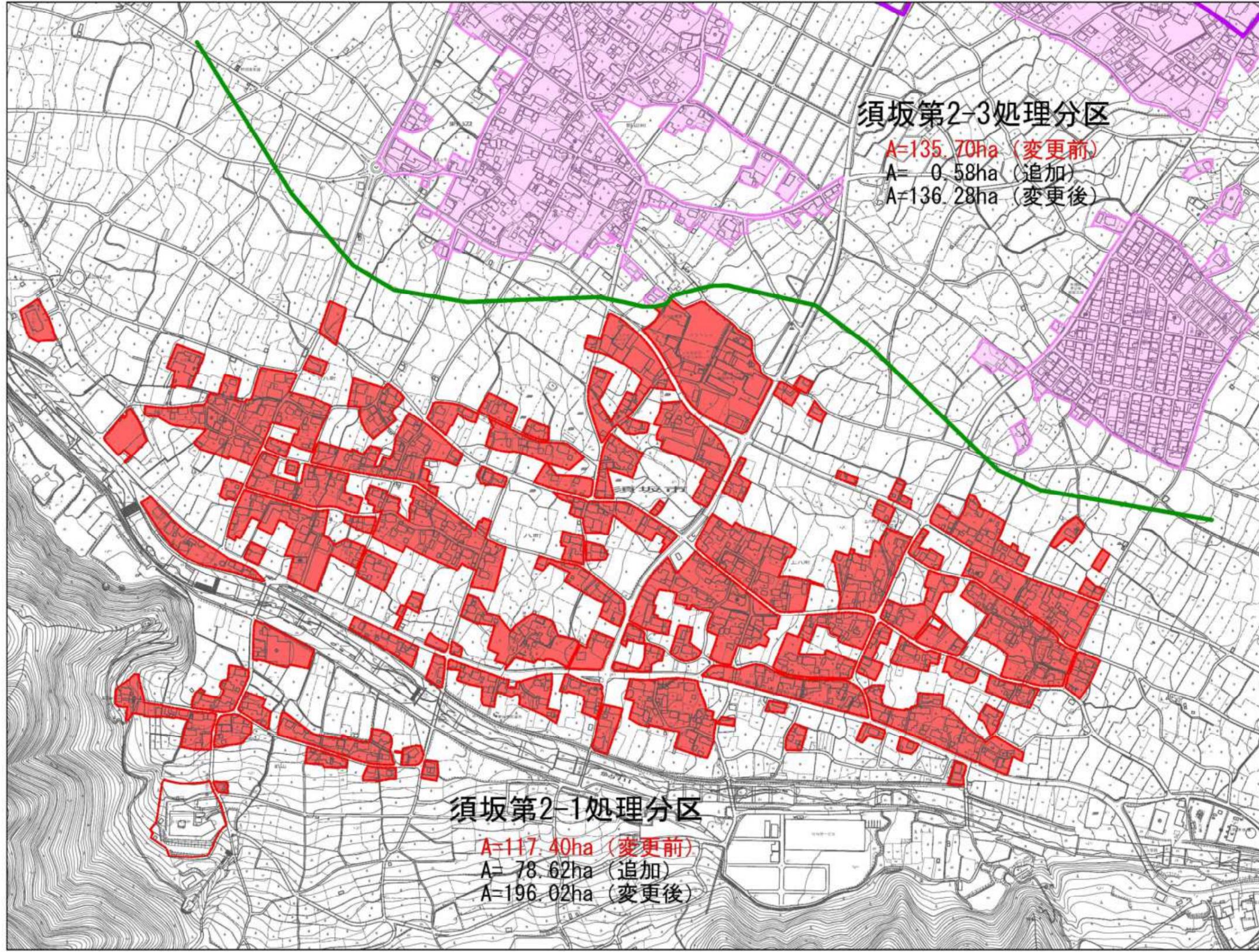
## 須坂第2-1処理分区

A=117.40ha（変更前）  
A= 78.62ha（追加）  
A=196.02ha（変更後）

凡 例	
記号	名称
	既決定区域
	今回追加決定区域
	処理分区界
須坂第2-1処理分区 A=117.40ha A= 78.62ha A=196.02ha	処理分区名 変更前面積 追加区域面積 変更後面積

区 画 名	須坂都市計画下水道の変更（須坂市決定）		
区画名称	参考図		
採 取 年 月	令和6年9月	縮 尺	1/2,500
製 図 者	(株)三水コンサルタント	図面番号	/1/8

# 須坂市公共下水道計画



須坂第2-3処理分区

A=135.70ha (変更前)  
 A= 0.58ha (追加)  
 A=136.28ha (変更後)

須坂第2-1処理分区

A=117.40ha (変更前)  
 A= 78.62ha (追加)  
 A=196.02ha (変更後)



1	2	3			
4	5	6	7		
8	9	10	11		
12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22
		23	24	25	26
			27	28	29
			30		
			31		
			32	33	34
			35	36	37
			38		

須坂都市計画下水道の変更 (須坂市決定)  
 参考図【公共下水道 汚水】

凡 例	
記号	名称
	既決定区域
	今回追加決定区域
	処理分区界
	流域幹線・接続点
須坂第2-1処理分区 A=117.40ha A= 78.62ha A=196.02ha	処理分区名 変更前面積 追加区域面積 変更後面積

図 説 名	須坂都市計画下水道の変更 (須坂市決定)		
区画名称	参考図		
採 取 年 月	今年6月9日	縮 尺	1/2,500
製 図 者	(株)三水コンサルタント	岡田善行	8/8

#### 【(4)都市計画策定の経緯の概要】

都市計画策定の経緯の概要

須坂都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
長野県知事事前協議	令和6年10月21日(月)	
長野県知事事前協議回答	令和6年11月19日(火)	
公聴会開催の公告	令和6年12月9日(月)	市報・市広報誌・市ホームページ掲載
素案の閲覧	令和6年12月9日(月)～ 令和6年12月23日(月)	公述人0名
公聴会 (都市計画法第16条第1項)	令和7年1月11日(土)	公述の申出がなかったため中止
長野県知事協議 (都市計画法第19条第3項)	令和7年4月3日(木)	
長野県知事協議回答 (都市計画法第19条第3項)	令和7年4月4日(金)	
計画案の公告 (都市計画法第17条第1項)	令和7年4月7日(月)	市報・市広報誌・市ホームページ掲載
計画案の縦覧(2週間) (都市計画法第17条第1項)	令和7年4月8日(火)～ 令和7年4月21日(月)	意見書提出0件
須坂市都市計画審議会 (都市計画法第19条第1項)	令和7年4月25日(金)	
都市計画決定告示 (都市計画法第20条第1項)	令和7年7月14日(月)	

**【(5)その他必要な図書】**

(①新旧对照表)

## 新 旧 対 照 表

新

1. 下水道の名称

須坂市公共下水道

2. 排水区域

「区域は総括図表示のとおり」

名 称	面 積	内 訳
須坂市公共下水道	汚水  約 1,462ha	須坂第 1 処理分区 53 ha
		須坂第 2-1 処理分区 196 ha
		須坂第 2-2 処理分区 19 ha
		須坂第 2-3 処理分区 136 ha
		須坂第 2-4 処理分区 37 ha
		須坂第 3 処理分区 287 ha
		須坂第 4 処理分区 422 ha
		須坂第 5 処理分区 44 ha
		須坂第 6 処理分区 76 ha
		須坂第 7 処理分区 74 ha
		須坂第 8 処理分区 69 ha
		須坂第 9 処理分区 18 ha
須坂第 10 処理分区 32 ha		
		処理分区 合計 1,462 ha

赤字：変更箇所を示す。 四捨五入での記載のため合計値は一致しない。

3. 下水管渠（分流式）

内訳	位 置		備考
	起点	終点	
—	—	—	

4. その他の施設

内訳	位置	備考
—	—	

旧

1. 下水道の名称

須坂市公共下水道

2. 排水区域

「区域は総括図表示のとおり」

名 称	面 積	内 訳
須坂市公共下水道	汚水  約 1,370ha	須坂第 1 処理分区 42 ha
		須坂第 2-1 処理分区 117 ha
		須坂第 2-2 処理分区 19 ha
		須坂第 2-3 処理分区 136 ha
		須坂第 2-4 処理分区 37 ha
		須坂第 3 処理分区 287 ha
		須坂第 4 処理分区 422 ha
		須坂第 5 処理分区 44 ha
		須坂第 6 処理分区 74 ha
		須坂第 7 処理分区 74 ha
		須坂第 8 処理分区 69 ha
		須坂第 9 処理分区 18 ha
須坂第 10 処理分区 31 ha		
		処理分区 合計 1,370 ha

3. 下水管渠（分流式）

内訳	位 置		備考
	起点	終点	
—	—	—	

4. その他の施設

内訳	位置	備考
—	—	

(②上位計画と適合していることがわかる資料)

### (1) 都市計画区域マスタープラン

・須坂都市計画（須坂市、小布施町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 長野県「下水道及び河川の都市計画の決定の方針」において、「公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備（未普及対策）を進める」、「千曲川流域下水道下流処理区の整備を促進する」と記載されている。

以上のことから「都市計画区域マスタープラン」と整合している。

### (2) 市町村マスタープラン

・第六次須坂市総合計画

「施策 21 安定的な上下水道の運営」における施策の取組方針として、「水洗化率の向上に向け、普及促進を図ります」と記載されている

・須坂市都市計画マスタープラン

「2章 全体構想 3. (6) 生活環境整備の基本方針 5) 公共施設の長寿命化等による有効活用」において、「少子高齢化等による市民サービスや公共施設等の利用ニーズの変化を踏まえ、築年数が経過した庁舎、学校、公民館、市営住宅等の公共建築物や、道路、橋梁、上下水道等の社会基盤施設について、財政負担の軽減化・平準化とともに資源の有効活用を図る維持管理・改修・更新、長寿命化、統廃合等を検討」と記載されている。

以上のことから「市町村マスタープラン」と整合している。

### (3) 都道府県構想

・長野県生活排水処理構想（2022 改定版）

「第4章 地域、市町村、流域下水道の「生活排水処理構想」 長野ブロック生活排水対策構想」において、「高甫地区（農集）を千曲川流域下水道下流処理区（流域下水道）と統合します。（維持管理費の削減による経営の合理化）」と記載されている。

以上のことから「都道府県構想」と整合している。

**須坂都市計画  
(須坂市、小布施町)**

**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

**長野県**

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a. 基本方針

#### ア. 下水道及び河川の整備の方針

##### 1) 下水道

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備(未普及対策)を進めるとともに、老朽化した施設の改築更新、下水道施設の耐震化及び耐水化、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。

また、脱炭素社会の構築を目指した省エネ・創エネ、バイオマス利活用による資源循環の取組みを進める。

##### 2) 河川

総合的な治水・利水の観点から、八木沢川をはじめとする河川の改修事業を促進し、市街地の安全確保、水辺空間を利用した景観とうるおいのある河川環境の整備を図る。

### イ. 整備水準の目標

#### 1) 下水道

下水道の整備水準の目標は次のとおりとする。

- i 公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域別下水道整備総合計画に基づき、下水道の整備を進める。
- ii 安定した下水道機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の計画的な改築更新を行う。
- iii 地震による被害を防止するため、終末処理場の重要施設や重要な幹線等における耐震化を行う。
- iv 洪水及び内水による被害を軽減するため、計画降雨及び照査降雨における下水道施設の耐水化を行う。
- v 局地的豪雨や都市化により雨水が短時間に流れ出す、いわゆる都市型水害に対応するため、下水道法事業計画に基づき、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応するため、グリーンインフラの持つ防災機能の活用や各戸雨水貯留施設設置の普及促進を図る。
- vi 脱炭素社会の構築を目指し、終末処理場における省エネ運転、改築更新時の省エネ機器導入、再生可能エネルギーの活用・拡大などの対策を行う。
- vii 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想等に基づき、下水汚泥の利活用に取り組む。

#### 2) 河川

一級河川千曲川の改修促進など今後とも計画的な改修促進を図る。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. 下水道

千曲川流域下水道下流処理区の整備を促進する。

イ. 河川

現在の河川流域を基本とし進められている治水対策の促進や河川整備計画に基づいた整備を進める。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
流域下水道	千曲川流域下水道下流処理区
公共下水道	須坂市公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連） 須坂市特定環境保全公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連）
河 川	千曲川、八木沢川等

③ その他の都市施設

a. 基本方針

年々進む高齢化や多様化する生活様式に対応し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを目標とする。

b. 主要な施設の配置及び整備の方針

ア. し尿処理施設

し尿処理施設（須高衛生センター須坂汚物処理場）について、平成2年度末から公共下水道、農業集落排水施設等が整備され、処理量が減少したため、処理施設を休止し、希釈して公共下水道へ排除する。

イ. 火葬場

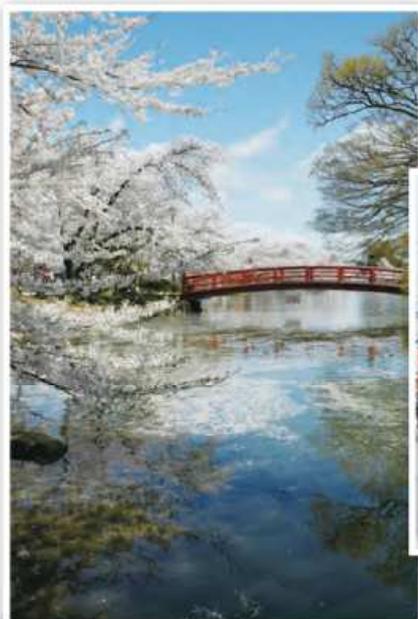
火葬場として松川苑が整備されている。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に重点的に整備すべきその他の都市施設はない。

第六次須坂市総合計画 2021 ▶ 2030

# 須坂みらいチャレンジ2030



長野県須坂市

## 施策 21 安定的な上下水道の運営



### 施策の目指す姿

- 生活に密接する水道が、安心・安定して供給され、持続的に水量・水質が確保できるような水源地の保全が図られているまちを目指します。

#### 【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「上下水道の整備」の満足度（%）	63.9（2019）	65.0

#### ◆現状と課題

- ☞ 水道施設の老朽化により漏水が増加傾向にあり、その対策が必要です。
- ☞ 下水道については、普及率 99% を超え、ほぼ整備は完了しており、宅内の水洗化率も 90% を超えています。さらなる水洗化率の向上が必要です。

#### ◆施策の取組方針

- ☞ アセットマネジメント等に基づき施設の更新・耐震化等を進めるとともに、配水系統毎に定期的な漏水調査等を行い、修繕・更新等を実施します。
- ☞ **水洗化率の向上に向け、普及促進を図ります。**

#### ◆主な取組内容

水道局 / 生活環境課

取組項目	具体的な内容
水環境の保全と水道水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇水源地域の環境保全</li> <li>◇水道水の安定供給</li> <li>◇須坂市峰の原高原飲料水供給施設における水道水の安定供給</li> </ul>
経営の安定化と効率的・効果的な施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇水道ビジョンに基づく計画的な施設の更新</li> <li>◇安定経営と効果的な維持管理を行うための体制整備</li> <li>◇浄水場直営職員の退職に備え、民間との連携による維持管理体制の構築の検討</li> </ul>
下水道施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇300km以上に及ぶ管渠の長寿命化に向けた調査の実施</li> <li>◇国の交付金を効果的に活用した施設の維持管理</li> </ul>
水洗化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇下水道が整備された区域内の未接続のお宅に対する説明と水洗化の促進</li> </ul>

# 須坂市 Suzaka City Urban Design Master Plan 2019

# 都市計画マスタープラン

# 2019 令和元年(2019年)8月



---

## (6) 生活環境整備の基本方針

「健康・福祉のまちづくり」、「防犯のまちづくり」、「子育て環境」、「空き家対策」、「公共施設の長寿命化等による有効活用」の基本方針を定めます。

### 1) 健康・福祉のまちづくり

- 住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、日常的な地域での支え合いが必要であり、それらの活動のネットワーク化を図るとともに活動の輪を広げ、地域住民が主体となってひとり暮らし高齢者の見守りや子育て家庭への支援、災害時のための対応など、日常的な地域での支え合い活動を促進
- 子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが安全に移動でき、積極的に社会参加できるよう、公共的な建物や大型店舗など多くの人が利用する施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進
- 多くの市民が健康な生活をおくれるよう、より活動的に暮らせるまちづくりとして、歩行空間づくりや歩行を促す仕掛けづくりを推進

### 2) 防犯のまちづくり

- 地域の各種団体や住民等による防犯パトロール等の防犯活動を推進することにより、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進
- 道路、公園をはじめとした公共空間や市街地において、防犯灯など防犯施設の充実、通行人等の目が届かない死角スペースの検証、不審者へ対応する公園レイアウトの工夫等により犯罪が発生しにくい環境づくりを推進

### 3) 子育て環境

- 妊娠期から出産・子育て期にわたるまでの様々な相談窓口や情報提供の充実、家庭生活・子育てについての意識啓発などをおして、子育て家庭の孤立化や負担感を軽減し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進
- 「ファミリーサポートセンター事業」、「ながの子育て家庭優待パスポート事業」などの子育て支援サービスの充実
- 子育て支援サービスなどを行う団体のネットワークを構築
- 子育て支援センターなど、子育て中の親子が遊び、集える場所を整備・拡充
- 子どもたちを犯罪や交通事故から守るための地域での見守り強化、安全な通学路・公園等の整備による子育てしやすい環境づくりを推進

### 4) 空き家対策

- 空き家等になると、管理者が見つからないなど管理不全に陥る可能性が高いことから、空き家になる前に権利関係の確認、登記の変更・相続など、住まいの引き継ぎ方や管理方法について考える予防対策の啓発を推進

○空き家等の管理は所有者自らが適切に行うことが原則であり、管理を怠ることによって地域の治安や環境の悪化など迷惑を及ぼすことから、空き家等に対する適正管理を所有者に促すための取り組みを推進

○空き家バンクの活用による移住者等の住まい確保、また、所有者等の意向調査の結果を踏まえた地域の福祉や交流施設等への転用、他の建築物との敷地の合併、駐車場・雪捨て場等への利活用、災害等により一時的に住宅が必要となった場合の緊急的な利活用等を検討・推進

### 5) 公共施設の長寿命化等による有効活用

○少子高齢化等による市民サービスや公共施設等の利用ニーズの変化を踏まえ、築年数が経過した庁舎、学校、公民館、市営住宅等の公共建築物や、道路、橋梁、上下水道等の社会基盤施設について、財政負担の軽減化・平準化とともに資源の有効活用を図る維持管理・改修・更新、長寿命化、統廃合等を検討

須坂市移住応援サイト  
スザカでくらそ

須坂市空き家バンク情報

空き家情報

空き家バンクとは、空き家の有効活用を通して、高齢化の地域に余生、定年の経過による地域活性化を図るため、須坂市空き家バンク事業を始めた。『空き家バンク』とは、空き家の所有者から、売買・賃貸を希望する物件を積極的に提供していただき、ホームページで公開し、空き家を探している利用希望者に情報提供するシステムです。＊空き家バンク事業のご利用方法はコチラをご覧ください。

空き家情報 (最終更新日: 2019.07.12)

No.	詳細	種別	所在地	価格	敷地面積	築年	画像	取説
77	詳細	売買	須坂市大字	1,500万円	3LDK	築1年	写真	11377 須坂市空き家バンク
76	詳細	売買	須坂市	900万円	5DK	築1年	写真	11376 須坂市空き家バンク

須坂市空き家バンク情報（ホームページで情報提供）



市民による防犯・安全パトロールの様子

## 須坂市『水循環・資源循環のみち2022』構想

### 令和4年度策定

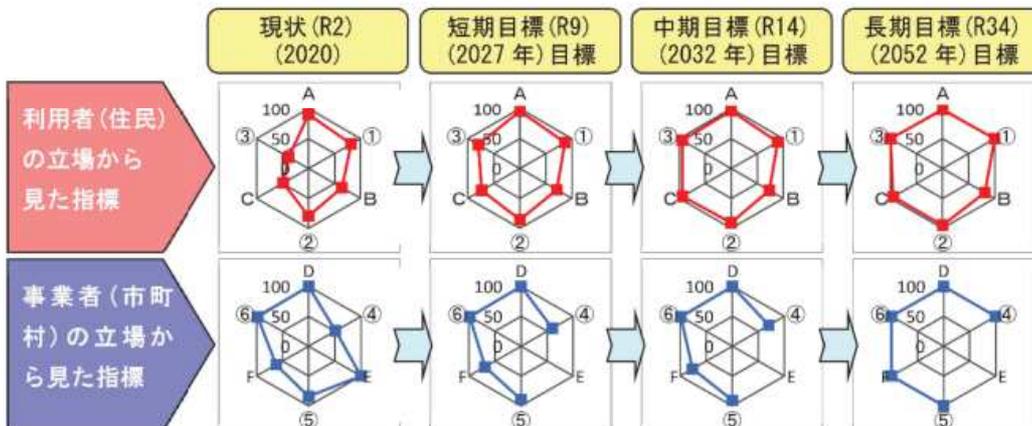
須坂市は長野県の北東部に位置し、明治から昭和にかけて製糸の町として栄え、近年は電子・機械工業と風光明媚な観光地、全国有数のリンゴ・巨峰の産地として躍進を続けています。

本市の下水道は、千曲川流域下水道（下流処理区）関連の公共下水道事業として昭和60年12月に下水道法の認可を受け、昭和61年10月に工事に着手、平成3年3月には一部の供用を開始しました。その後も平成10年に特定環境保全公共下水道事業を導入するなど事業計画の見直しを行いながら平成31年度の完了を目指して整備を進めています。また、豊丘地区と高甫地区は農業集落排水事業による整備を進め、平成12年度で整備が完了しています。このうち豊丘地区については、維持管理費削減のため平成26年度に流域下水道へ統合しました。

このため、50年先を見据えた経営計画に基づき、維持管理の効率化等を検討し、生活排水施設の持続的な運営と良好な水と資源の循環を目指すため、令和4年度に従来の構想を見直し、30年後までの生活排水対策の構想である「須坂市 水循環・資源循環のみち2022」を策定しました。

### 須坂市の指標と目標

須坂市では、構想の目標年度である30年後までに向けて、利用者（住民）の立場から見た指標と事業者から見た指標として、県下の統一指標のほか、当市の現状を把握した上で、オリジナル指標を設定し、短期、中期、長期の目標を以下のとおり設定しました。



#### ■利用者（住民）の立場から見た指標

##### (1) 暮らしの快適さと安全を表す評価項目

A快適生活率(%)：90.7 → 95.9 → 96.4 → 98.3 【県下統一指標】

※ (下水道等への接続人口と浄化槽設置人口) / 行政人口 × 100

①まちなかトイレ設置達成率(%)：81.8 → 86.3 → 89.0 → 100.0

※ 公衆トイレ等自由に利用できる状況を表した率

##### (2) 環境への配慮を表す評価項目

B環境改善指数(%)：64 → 71 → 73 → 81 【県下統一指標】

※ 身近な環境の把握と取組についてポイントで換算した数

②浄化槽の法定検査受検達成率(%)：79.7 → 85.4 → 90.9 → 95.0

※ 浄化槽法第11条に基づく検査の受検状況の目標達成率

##### (3) 生活との関連性を表す評価項目

C情報公開実施指数(%)：48.6 → 73.3 → 93.3 → 94.4 【県下統一指標】

※ ホームページ（広報誌等）による情報公開等についてポイントで換算した数

③汚水処理（維持管理）への一般会計繰入額の削減指数：38.1 → 79.6 → 94.2 → 100.0

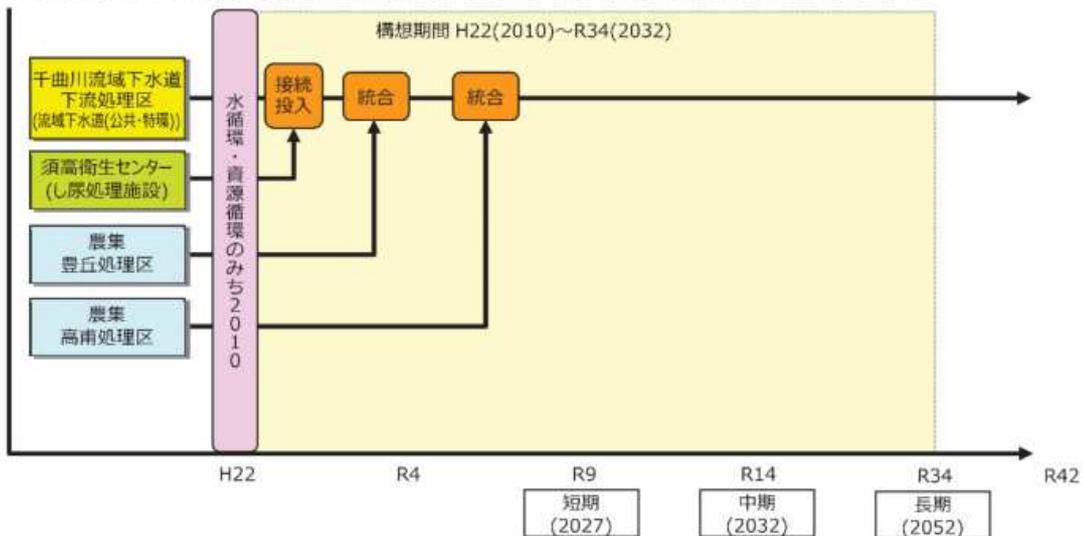
※ 目標に対する削減達成度をポイントで換算した数

■事業者（市町村）の立場から見た指標

- (1) 事業の達成度を表す評価項目
  - D汚水処理人口普及率(%)：99.9 → 99.9 → 99.9 → 99.9 【県下統一指標】  
※下水道等の処理区内人口/行政人口×100
  - ④耐震化率(%)：51.4 → 60.0 → 70.0 → 100.0  
※重要幹線管路における耐震化率(%)
- (2) 環境への貢献を表す評価項目
  - Eバイオマス利活用率(%)：100.0→(設定なし)→(設定なし)→(設定なし) 【県下統一指標】  
※下水道汚泥の有効利用量/下水道汚泥発生量×100
  - ⑤年間汚水排出量削減達成率(%)：83.9 → 89.3 → 90.7 → 100.0  
※目標の汚水排出削減量率に対する削減達成度
- (3) 経営改善の状況を表す評価項目
  - F経営健全度(%)：62.0 → 69.0 → 76.0 → 100.0 【県下統一指標】  
※経営健全化指数
  - ⑥下水道事業における総収支比率目標達成率(%)：97.6 → 98.1 → 98.5 → 100.0  
※目標に対する達成率

施設計画のタイムスケジュール

須坂市では、経営計画に基づき構想の具現化及び目標達成のため、短期、中期、長期及び超長期にわたっての施設計画等のタイムスケジュールを以下のとおりとしています。



住民参画への取組

従来、下水道の仕組み、水洗化工事、融資あっせん制度、下水道使用料、受益者負担金制度、下水道使用料の注意点等のPRをホームページ等で行っています。

今回2022構想で農業集落排水の下水道統合について、説明等を含めPRを実施します。

その他

新たな感染症に対応する事業継続計画を策定し、新型コロナウイルス感染症等の流行に備えます。

## 須坂市『生活排水エリアマップ2022』

令和4年度策定

須坂市の生活排水施設整備は、1985年（昭和60年）の公共下水道事業から始まり、平成3年のエリアマップを基本とし、適宜状況の変化に対応した見直しを行い、整備が進んできました。

生活排水エリアマップ2022では、持続可能な生活排水施設の観点から経営計画を長期にわたって検討した上で、施設配置や統合などを含め将来のマップを作成しました。（なお、詳細図については、別添図を参照）

### 生活排水エリアマップ2022（概要図）



#### ■「生活排水エリアマップ2022」の概要

【短期目標】・高甫地区（農集）を千曲川流域下水道下流処理区（流域下水道）と統合します。  
 （維持管理費の削減による経営の合理化）  
 （2024(令和6)年度までに整備完了予定）

(③下水道計画諸元の妥当性)

今回、都市計画の変更を行う区域（92.29ha）の内、85.63ha について、令和2年度に策定された「千曲川流域下水道事業 全体計画書」においては、下水道計画区域とし取り扱われている。また、現在の須坂市公共下水道計画諸元（令和3年度策定）については、上位計画である千曲川流域下水道事業計画との整合が図られた策定内容となっている。

表-1 下水道計画諸元の比較表（流域下水道計画との比較）

項目	全体計画						備考					
	須坂市公共下水道			千曲川流域下水道								
計画目標年次	令和27年度			令和27年度			上位計画である千曲川流域下水道(下流処理区)全体計画と整合					
計画区域 (ha)	公	共	1,383.93	-								
	特	環	344.23	-								
	合	計	1,728.16≒1,728.2	1,728.2								
行政人口(人)	42,744			42,744								
下水道計画人口 (人)	公	共	35,631	-								
	特	環	7,028	-								
	合	計	42,659	42,659								
観光人口(人)	宿	泊	2,040	2,040								
	日	帰り	4,010	4,010								
	温	泉日帰り	1,620	1,620								
	合	計	7,670	7,670								
区	分	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大		時間最大				
汚水量原単位 (l/人・日)	家	庭	汚	水	265	330		495	265	330	495	
	宿	泊			175	220		330	175	220	330	
	日	帰	り			30	40	60	30	40	60	
	温	泉	日	帰	り	100	125	190	100	125	190	
	地	下	水			50	50	50	50	50	50	
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	家	庭	汚	水	量	11,300	14,080	21,120	11,300	14,080	21,120	
	工	場	排	水	量	5,010	5,010	10,020	5,010	5,010	10,020	
	宿	泊	観	光	客	370	450	680	370	450	680	
	日	帰	り	観	光	客	140	180	250	140	180	250
	温	泉	日	帰	り	170	210	310	170	210	310	
	地	下	水	量			2,130	2,130	2,130	2,130	2,130	2,130
	合	計			19,120	22,060	34,510	19,120	22,060	34,510		

【参考】

今回の都市計画決定（変更）区域の概要

全体計画において既に下水道計画区域とし扱われている区域	85.63ha	
全体計画未編入区域	市街化編入区域分	6.60ha
	点在家屋分	0.06ha
	計	6.66ha
合計（今回都市計画決定（変更）対象区域）	92.29ha	

※85.63ha においては、下水道法事業計画取得済（R3年度申請）

※6.66ha については、区域外流入とし接続協議済

都市計画決定追加区域の処理分区分別内訳

須坂市 公共下水道	処理分区分名称	計画面積 (ha) (R3策定)	計画面積 (ha) (H30策定)	変更面積 (ha)	備考 ※下表参照
	須坂第1処理分区分	52.81	42.70	10.11	今回計画決定追加分：10.11ha
	須坂第2-1処理分区分	193.59	163.50	30.09	今回計画決定追加分：78.62ha
	須坂第2-2処理分区分	19.30	19.30	0.00	今回計画決定追加分：0.01ha
	須坂第2-3処理分区分	136.28	135.70	0.58	今回計画決定追加分：0.58ha
	須坂第2-4処理分区分	212.65	202.05	10.60	今回計画決定追加分：0.00ha
	須坂第3処理分区分	373.30	373.30	0.00	
	須坂第4処理分区分	424.20	424.20	0.00	
	須坂第5処理分区分	44.30	44.30	0.00	今回計画決定追加分：0.01ha
	須坂第6処理分区分	79.64	77.60	2.04	今回計画決定追加分：2.05ha
	須坂第7処理分区分	73.50	73.50	0.00	今回計画決定追加分：0.01ha
	須坂第8処理分区分	69.10	69.10	0.00	今回計画決定追加分：0.01ha
	須坂第9処理分区分	17.70	17.70	0.00	
	須坂第10処理分区分	31.79	30.90	0.89	今回計画決定追加分：0.89ha
	合計	1,728.16	1,673.85	54.31	今回計画決定追加分：92.29ha

第1処理分区分	今回の都市計画決定対象区域は全体計画区域に編入済 (10.11ha)
第2-1処理分区分	都市計画決定追加区域78.62haの内訳 内訳：市街化編入区域分29.49ha及び隣接家屋0.60ha (計30.09ha)、高甫地区41.4ha (農集編入) 宅地0.52haは全体計画区域に編入済 (計41.92ha) (合計72.01ha) 78.62-72.01=6.61ha、市街化編入区域分6.60ha、一般家屋0.01ha (全体計画未編入区域6.61ha)
第2-2処理分区分	一般家屋0.01ha (全体計画未編入区域0.01ha)
第2-3処理分区分	今回の都市計画決定対象区域は全体計画とし編入済 (0.58h)
第2-4処理分区分	変更区域分10.60haは、都市計画区域外に位置するため都市計画決定の対象外
第5処理分区分	一般家屋0.01ha (全体計画未編入区域0.01ha)
第6処理分区分	都市計画決定追加区域2.05haの内訳 市街化編入区域分1.74ha及び隣接家屋分0.30haは全体計画区域編入済 (2.04ha) 一般家屋0.01ha (全体計画未編入区域0.01ha)
第7処理分区分	一般家屋0.01ha (全体計画未編入区域0.01ha)
第8処理分区分	一般家屋0.01ha (全体計画未編入区域0.01ha)
第10処理分区分	今回の都市計画決定対象区域は全体計画区域に編入済 (0.89ha)
面積合計	下水道計画区域編入済区域：85.63ha、未編入区域：6.66ha

※上表赤字表示は、下水道全体計画区域とし取り扱われていない箇所を示す。

なお、赤字区域箇所は、次回の計画見直しにおいて、全体計画並びに事業計画区域への変更手続きを行う予定である。

(④下水道施設能力の検証)

# 1. 処理場能力の検証

須坂市公共下水道は、千曲川流域下水道（下流処理区）関連の公共下水道であり、汚水排水については、下流処理区終末処理場（クリーンピア千曲）で処理される。

千曲川流域下水道（下流処理区）における全体計画概要表を以下に示すが、関連市町村から発生する日最大汚水量の合計は、69,910 m<sup>3</sup>/日に対し、終末処理場能力は 80,000 m<sup>3</sup>/日を有している。（余裕水量：約 10,000 m<sup>3</sup>/日）

表 1.2 千曲川流域計画図及び設計図の比較（下流処理区）その2

項目	設計計画	全体計画			備考
		計画図(2016年度)	設計図(2016年度)	設計図(2017年度)	
7. 下水道処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	設計図(2016年度) 計画図(2016年度) 計画図(2017年度)	55 55 55	55 55 55	50 50 50	5 2 3
8. 工場排水処理能力	設計図(2016年度) 計画図(2016年度) 計画図(2017年度)	55 55 55	55 55 55	50 50 50	5 2 3
9. 処理場の水量(単位: m <sup>3</sup> /日)	設計図(2016年度) 計画図(2016年度) 計画図(2017年度)	55 55 55	55 55 55	50 50 50	5 2 3
10. 日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	設計図(2016年度) 計画図(2016年度) 計画図(2017年度)	55 55 55	55 55 55	50 50 50	5 2 3
12. 終末処理場能力 (m <sup>3</sup> /日)	設計図(2016年度) 計画図(2016年度) 計画図(2017年度)	55 55 55	55 55 55	50 50 50	5 2 3

(千曲川流域下水道全体計画概要書より抜粋)

今回の都市計画決定（変更）での拡張区域のうち、流域下水道計画の全体計画区域に組み込まれていない箇所は、第 2-1 処理分区に位置する市街化編入区域（6.60ha）並びに一般家屋（0.01ha）、及び第 5、第 6、第 7、第 8 処理分区の一般家屋（0.05ha）である。

これら地区から発生する汚水量は以下のとおりである。

## 市街化編入区域（6.60ha）

- ・株式会社 A 社より、日最大汚水量 28.2 m<sup>3</sup>/日（特別使用許可申請書より）
- ・株式会社 B 社より、日最大汚水量 8.8 m<sup>3</sup>/日（特別使用許可申請書より）

一般家屋地区 (0.06ha)

7世帯×2.4人/世帯≒17人 (令和6年9月1日現在の平均世帯人口：2.37人/世帯)

日最大汚水量：17人×0.380 m<sup>3</sup>/日≒7 m<sup>3</sup>/日

合計：28.2+8.8+7=44 m<sup>3</sup>/日

計画汚水量 69,910 m<sup>3</sup>/日+追加汚水量 44 m<sup>3</sup>/日=69,954 m<sup>3</sup>/日<80,000 m<sup>3</sup>/日

以上より、計画処理能力の範囲内であるといえる。

## 2. 管きょ施設能力の検証

### ・流域下水道幹線（須坂幹線）の能力検証

千曲川流域下水道全体計画書に添付されている「管渠流量計算表（その2）（下流処理区）」に基づき、本流量計算書に含まれていない汚水量分（上述による施設からの発生汚水量）を上乗せし、現有管渠施設の余裕率確認を行い、表-1 にその算定結果を示すが、既存管渠の余裕率について支障がないことが検証された。

※余裕率表記内容：下水道施設計画・設計指針と解説 2019 より引用（p 286）

#### 【対象汚水量：時間最大汚水量】

下水道で用いる計画汚水量は、施設を決定する上での基本数値で以下の3つの汚水量がある。

- ① 計画1日平均汚水量：年間の発生汚水量の合計を365日で除したもので使用料収入の予測に利用
- ② 計画1日最大汚水量：年間最大汚水量発生日の発生汚水量であり、主に処理場の設計に利用
- ③ 計画時間最大汚水量：計画1日最大汚水量発生日におけるピーク時1時間汚水量の24時間換算値であり、管きょ、ポンプ場等の設計に利用

これらの最大汚水量については、日最大は日平均との、時間最大は日最大との比を用い予測する方法が一般的となっている。（下水道施設設計・設計指針と解説 P57～P58）

須坂市公共下水道計画で用いられている時間変動費を以下に示す。

#### ★ 一般家庭汚水量における時間変動比

日平均：日最大：時間最大=0.80：1.00：1.50

#### ★ 観光客汚水量における時間変動比

日平均：日最大：時間最大=0.80：1.00：1.50

#### ★ 工場排水における時間変動比

日平均：日最大：時間最大=1.00：1.00：2.00

今回対象とする各施設での時間変動率は、将来において須坂市公共下水道に編入されることを考慮すれば、須坂市公共下水道計画での諸元に準拠しておく必要があるため、今回対象とする計画汚水量について時間変動率を以下のように定める。

#### ★ 工場排水

日平均：日最大：時間最大=1.00：1.00：2.00

## 第 2-1 処理区への排水

該当施設は、既設下水道管を通じて第 2-1 処理区へ接続する。

項目	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	時間最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)
株式会社 A 社	28.2	28.2	56.4
株式会社 B 社	8.8	8.8	17.6
(計)	37.0	37.0	74.0

- ・株式会社 A 社より、時間最大汚水量 56.4 m<sup>3</sup>/日
- ・株式会社 B 社より、時間最大汚水量 17.6 m<sup>3</sup>/日
- ・一般家屋、17 人×0.545 m<sup>3</sup>/日≒9 m<sup>3</sup>/日

合計：56.4+17.6+9=83 m<sup>3</sup>/日=0.00096 m<sup>3</sup>/秒≒0.001 m<sup>3</sup>/秒

なお、現有流量表への上乗せにあたっては、計算の簡略化のため最上流に位置する須坂第 2-1 処理分区への全量投入とした。

表-1 流域下水道幹線管渠能力の検証結果

管番号	接続点	処理分区	処理分區別 汚水量 (m <sup>3</sup> /秒)	総水量 (m <sup>3</sup> /秒)	上乗せ水量 (m <sup>3</sup> /秒)	断面算定 下水量 (m <sup>3</sup> /秒)	断面 (mm)	勾配 (‰)	流速 (m/秒)	流量 (m <sup>3</sup> /秒)	余裕率 (%)
6-6	接12	須坂第1	0.009	0.209		0.209	800	1.6	1.05	0.529	153%
7-1	接11-2	須坂第2-1	0.039	0.216	0.001	0.217	800	1.6	1.05	0.529	144%
8	接11	須坂第2-2	0.002	0.275	0.001	0.276	800	1.6	1.05	0.529	92%
9	接10	須坂第3	0.074	0.350	0.001	0.351	1000	1.6	1.22	0.959	173%
9-2	接9-2	須坂第6	0.014	0.363	0.001	0.364	1000	1.6	1.22	0.959	163%
10	接9	須坂第4	0.096	0.459	0.001	0.460	1100	1.6	1.30	1.237	169%
10-2	接8-2	須坂第7	0.013	0.472	0.001	0.473	1100	1.6	1.30	1.237	162%
11	接8	須坂第5.8	0.044	0.565	0.001	0.566	1500	1.2	1.39	2.449	333%
12	接 7	小布施第2	0.011	0.576	0.001	0.577	1500	1.2	1.39	2.449	324%
14	-	-	-	0.616	0.001	0.617	1500	1.2	1.39	2.449	297%
下流処理区終末処理場（クリーンピア千曲）へ流入											
管渠の内径		余裕率									
700mm未満		計画下水量の100%									
700mm以上1650未満		計画下水量の50%以上									
1650mm以上3000mm以下		計画下水量の25%以上									

・公共下水道管渠路線の能力検証

(須坂第2-1処理分区：市街化編入区域 6.60ha)

全体計画区域とし未計上であり、発生汚水量が多く須坂第2-1処理分区内の管路施設に流入される以下の2事業所接続による能力検証を行う。

対象となる施設

- ・株式会社A社より、時間最大汚水量 56.4 m<sup>3</sup>/日 = 0.0007 m<sup>3</sup>/秒
- ・株式会社B社より、時間最大汚水量 17.6 m<sup>3</sup>/日 = 0.0002 m<sup>3</sup>/秒

位置図及び接続路線概要図



表-2 公共下水道管渠能力の検証結果

管番号	区分	排水面積 各線 (ha)	排水面積 累計 (ha)	総水量 (m <sup>3</sup> /秒)	上乗せ水量		断面算定 下水量 (m <sup>3</sup> /秒)	断面 (mm)	勾配 (%)	流速 (m秒)	流量 (m <sup>3</sup> /秒)	余裕率 (%)
					点投入 事業所名称	事業所 排水量 (m <sup>3</sup> /秒)						
449-3	枝線	4.21	4.21	0.0009	株式会社A社	0.0007	0.0016	200	6.5	1.094	0.034	2025%
449-4	枝線	0.27	4.48	0.0010		0.0007	0.0017	200	3.3	0.780	0.024	1312%
449-5	枝線	0.00	4.48	0.0010		0.0007	0.0017	200	2.0	0.607	0.019	1018%
449-6	枝線	0.00	4.48	0.0010	株式会社B社	0.0002	0.0019	200	2.0	0.607	0.019	900%
3-2	第3汚水幹線	16.73	98.81	0.0199		0.0009	0.0208	250	3.2	0.891	0.044	112%
13	第2汚水幹線	0.00	173.89	0.0350		0.0009	0.0359	900	1.2	0.986	0.627	1647%
14	第2汚水幹線	0.00	193.59	0.0390	0.0009	0.0399	400	3.4	0.966	0.121	203%	

千曲川流域下水道 須坂幹線11-2へ接続 ※須坂第2-1処理分区haあたり汚水量原単位：0.000201m<sup>3</sup>/秒

管渠の内径	余裕率
700mm未満	計画下水量の100%
700mm以上1650mm未満	計画下水量の50%以上
1650mm以上3000mm以下	計画下水量の25%以上

表-2 に示す管渠能力の検証結果より、既存管渠の余裕率について支障がないことが検証された。

今回、都市計画決定（変更）の対象区域の内、現行計画において全体計画区域に組み込まれていない区域で管渠施設の能力検証が必要となる箇所は、一般家屋 7 か所を残すが、この区域での増加となる汚水量は、時間最大汚水量：17 人×0.545 m<sup>3</sup>/日≒10 m<sup>3</sup>/日、

0.000116 m<sup>3</sup>/秒と僅かであり、管渠能力に影響を与えないものと判断される。

この結果を踏まえ、都市計画決定（変更）の対象区域の内、現行全体計画区域並びに事業計画区域の対象区域であり管渠の施設能力については検証済であるが、10ha 以上の集合区域を抱える須坂第 1 処理分区（10.11ha）及び須坂第 2-1 処理分区（農集からの編入 42.20ha、市街化編入 30.09ha）の 2 処理分区について、管渠能力の検証結果を参考資料とし以下に示す。

### （須坂第 1 処理分区：市街化編入区域 10.11ha）

今回、都市計画決定（変更）の対象となる須坂第 1 処理分区内に位置する市街化編入区域（10.11ha）については、すでに全体計画区域及び事業計画区域に編入済である。ここでは事業計画編入時に策定された流量計算表（一部抜粋版）を参考資料とし掲載する。

※市街化区域：第 17 污水幹線No.7 路線より流入

### 須坂第 1 処理分区 （第 17 污水幹線能力検証結果）

管 記 号	流 入 管 渠 記 号	面 積						延 長		計 画 下 水 量 （時間最大）					計 画 下 水 渠				余 裕 率 （ % ）		
		排 水 面 積		用 途 別 面 積				各 線	通 加	用 途 別 下 水 量					上 の 下 流 流 水 か 入 量 ら	総 水 量	汚 水 管 渠				
		各 線	通 加	住居系 地 域	準工業 地 域	工業 地 域	工業専 用地域			住居系 地 域	準工業 地 域	工 業 地 域	工業専 用地域	断 面			勾 配	流 速		流 量	
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(m)	(m)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(m <sup>3</sup> /sec)	(m <sup>3</sup> /sec)	(mm)	(%)	(m/sec)	(m <sup>3</sup> /sec)				
<b>第17污水幹線</b>																					
①		21.26	21.26	21.26			103.00		0.0034					0.0034	○ 200	2.5	0.679	0.021	518%		
②		0.44	21.70	21.70			71.00	174.00	0.0035					0.0035	○ 200	2.5	0.679	0.021	500%		
③		1.46	23.16	23.16			90.50	264.50	0.0038					0.0038	○ 200	2.5	0.679	0.021	453%		
④		0.82	23.98	23.98			79.00	343.50	0.0039					0.0039	○ 200	2.0	0.607	0.019	387%		
⑤		0.82	24.80	24.80			133.50	477.00	0.0040					0.0040	○ 200	2.0	0.607	0.019	375%		
⑥		2.99	27.79	27.44		0.35	347.90	824.90	0.0045					0.0045	○ 200	2.0	0.607	0.019	322%		
⑦		16.31	44.10	38.81		5.29	12.80	837.70	0.0071					0.0071	○ 200	2.0	0.607	0.019	168%		
⑧		2.42	46.52	41.01		5.51	87.50	925.20	0.0075					0.0075	○ 250	1.5	0.610	0.030	300%		
⑨		1.63	48.15	41.01		7.14	68.00	993.20	0.0078					0.0078	○ 250	1.5	0.610	0.030	285%		
<b>千曲川流域下水道 接12へ接続</b>																					
枝線流入 4.66																					

余裕率 100%以上が確認されるため管渠能力に支障なし。

**(須坂第 2-1 処理分区：農業集落排水事業区域編入 42.20ha 及び市街化編入区域 30.09ha)**

今回、都市計画決定(変更)の対象となる須坂第 2-1 処理分区内に位置する農業集落排水事業区域(42.20ha)並びに市街化編入区域(29.49ha)とその隣接区域(0.60ha)については、すでに全体計画区域及び事業計画区域に編入済である。ここでは事業計画編入時に策定された流量計算表(一部抜粋版)を参考資料とし掲載する。

※農業集落排水事業区域：第 3 污水幹線上流部より流入

※市街化区域及び周辺地区：第 3 污水幹線No.3-2 路線及び第 2 幹線No.14 地点より流入

次ページに示す検証結果より余裕率 口径 700 mm未満：100%以上 口径 700 mm以上：50%以上が確認されるため管渠能力に支障なし。

須坂第 2-1 処理分区 (第 2.3 污水幹線能力検証結果)

管記号	流入 管渠 記号	面 積						延 長		計 画 下 水 量 (時間最大)					計画下水道				余 裕 率 (%)	
		排 水 面 積		用 途 別 面 積				各 線	通 加	用 途 別 下 水 量				上 の 下 流 流 水 か 入 量 ら	総 水 量	汚 水 管 渠				
		各 線	通 加	住 居 系 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域			住 居 系 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域			断 面	勾 配	流 速		流 量
<b>第3污水幹線</b>																				
(NT-51)		20.56	20.56					95.10	95.10	0.0041				0.0041	VU ○ 200	44.9	2.876	0.090	2095%	
(NT-53)		0.18	20.74					95.12	190.22	0.0042				0.0042	VU ○ 200	24.9	2.142	0.067	1495%	
(NT-73)		5.42	26.16					12.08	202.30	0.0053				0.0053	VU ○ 200	5.0	0.960	0.030	466%	
(NT-77)		1.57	27.73					119.00	321.30	0.0056				0.0056	VU ○ 200	5.0	0.960	0.030	436%	
(NT-79)		0.60	28.33					7.04	328.34	0.0057				0.0057	VU ○ 200	44.9	2.876	0.090	1479%	
(NT-81)		1.07	29.40					131.92	460.26	0.0059				0.0059	VU ○ 200	24.8	2.137	0.067	1036%	
(NT-120)		12.53	41.93					199.10	659.36	0.0084				0.0084	VU ○ 200	24.6	2.129	0.067	698%	
(NT-12)		0.27	42.20					468.16	1,127.52	0.0085				0.0085	VU ○ 200	2.0	0.607	0.019	124%	
(NT-122)		0.00	42.20					70.00	1,197.52	0.0085				0.0085	○ 100	圧送	-	-		
(NT-122)		0.00	42.20					218.00	1,415.52	0.0085				0.0085	VU ○ 200	35.0	2.539	0.080	841%	
(118-1)		1.04	43.24	43.24				272.97	1,688.49	0.0087				0.0087	VU ○ 200	4.1	0.869	0.027	210%	
(118-2)		0.00	43.24	43.24				40.06	1,728.55	0.0087				0.0087	VU ○ 200	3.4	0.791	0.025	187%	
(118-3)		0.18	43.42	43.42				31.82	1,760.37	0.0087				0.0087	VU ○ 200	23.6	2.085	0.066	659%	
(119-1)		1.05	44.47	44.47				72.02	1,832.39	0.0089				0.0089	VU ○ 200	8.7	1.266	0.040	349%	
(145)		0.41	44.88	44.76		0.12		42.64	1,875.03	0.0090				0.0090	VU ○ 200	45.4	2.892	0.091	911%	
(147-1)		2.21	47.09	44.76		2.33		194.10	2,069.13	0.0095				0.0095	VU ○ 200	29.8	2.343	0.074	679%	
(147-2)		0.41	47.50	44.76		2.74		60.05	2,129.18	0.0095				0.0095	VU ○ 200	34.9	2.535	0.080	742%	
(147-3)		0.51	48.01	44.76		3.25		116.05	2,245.23	0.0097				0.0097	VU ○ 200	28.4	2.287	0.072	642%	
(149)		0.52	48.53	44.76		3.77		109.40	2,354.63	0.0098				0.0098	VU ○ 200	19.5	1.895	0.060	512%	
(143)		0.05	48.58	44.76		3.82		51.35	2,405.98	0.0098				0.0098	VU ○ 200	3.5	0.803	0.025	155%	
(159-1)		11.62	60.20	45.58		14.62		31.90	2,437.88	0.0121				0.0121	VU ○ 200	3.5	0.803	0.025	107%	
(159-2)		0.17	60.37	45.75		14.62		47.55	2,485.43	0.0121				0.0121	VU ○ 200	24.9	2.142	0.067	454%	
(160)		0.33	60.70	46.08		14.62		26.45	2,511.88	0.0122				0.0122	VU ○ 200	19.2	1.881	0.059	384%	
(162)		1.38	62.08	47.46		14.62		155.10	2,666.98	0.0125				0.0125	VU ○ 200	19.6	1.900	0.060	380%	
(163-1)		0.35	62.43	47.81		14.62		77.80	2,744.78	0.0125				0.0125	VU ○ 250	3.2	0.891	0.044	252%	
(163-3)		0.20	62.63	48.01		14.62		16.95	2,761.73	0.0126				0.0126	VU ○ 250	2.8	0.833	0.041	225%	
(165)		0.99	63.62	49.00		14.62		62.47	2,824.20	0.0128				0.0128	VU ○ 250	1.7	0.649	0.032	150%	
(1)		4.21	67.83	51.83		16.00		48.52	2,872.72	0.0136				0.0136	○ 250	3.2	0.685	0.034	150%	
(2)		1.30	69.13	53.13		16.00		83.63	2,956.35	0.0139				0.0139	○ 250	3.0	0.664	0.033	137%	
(3-1)		8.47	77.60	61.60		16.00		29.97	2,986.32	0.0156				0.0156	○ 250	5.5	1.168	0.057	265%	
(3-2)		21.21	98.81	76.47		22.34		420.00	3,406.32	0.0199				0.0199	○ 250	3.2	0.891	0.044	121%	

第2污水幹線13へ流入

管記号	流入 管渠 記号	面 積						延 長		計 画 下 水 量 (時間最大)					計画下水道				余 裕 率 (%)	
		排 水 面 積		用 途 別 面 積				各 線	通 加	用 途 別 下 水 量				上 の 下 流 流 水 か 入 量 ら	総 水 量	汚 水 管 渠				
		各 線	通 加	住 居 系 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域			住 居 系 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域			断 面	勾 配	流 速		流 量
<b>第2污水幹線</b>																				
(13)	(3-2)	0.00	173.89	130.89		43.00		51.00	1,292.6	0.0350				0.0350	○ 900	1.2	0.986	0.627	1691%	
(14)		19.70	193.59	150.59		43.00		14.00	1,306.6	0.0390				0.0390	○ 400	3.4	0.966	0.121	210%	

千曲川流域下水道 須坂幹線No.11-2へ接続

(⑤その他関係機関との協議資料)

道路管理者など関係する機関との協議状況

日付	関連機関	内容
令和4年1月12日	千曲川流域下水道事務所	流域下水道への区域外流入の同意について(大字八重森 店舗併用住宅)
令和4年3月31日	長野県 生活排水課	須坂市公共下水道事業計画変更の協議について (大字井上 商業施設、工場、物流倉庫、宿泊施設等) (大字五閑 物流倉庫) (大字野辺 介護施設、住宅) (大字日滝 工場)
令和5年2月1日	千曲川流域下水道事務所	流域下水道への区域外流入の同意について(大字八重森 住宅)
令和5年3月7日	千曲川流域下水道事務所	流域下水道への区域外流入の同意について(大字小河原 住宅)
令和5年6月20日	千曲川流域下水道事務所	流域下水道への区域外流入の同意について(大字井上 住宅)
令和5年7月3日	千曲川流域下水道事務所	流域下水道への区域外流入の同意について(大字小島 住宅)
令和5年9月14日	千曲川流域下水道事務所	流域下水道への区域外流入の同意について(大字中島 歯科医院)
令和5年11月15日	千曲川流域下水道事務所	流域下水道への区域外流入の同意について(大字井上 工場、鉄工所)
令和5年11月24日	千曲川流域下水道事務所	高甫地区農業集落排水の統廃合に伴う流域下水道の接続について
令和6年3月6日	千曲川流域下水道事務所	流域下水道への区域外流入の同意について(大字小河原 住宅)